

「被扶養者の認定に関するFAQ」

(令和7年10月修正版)

目 次

～ 基 本 編 ～

- Q1 被扶養者とは、誰のことですか？..... - 3 -
- Q2 被扶養者の認定を受けることができない人はいますか？..... - 3 -
- Q3 19歳以上23歳未満の年齢要件はいつの時点で判断しますか？..... - 4 -
- Q4 19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の年間所得限度額の判定について、学生であることは要件になりますか？..... - 4 -
- Q5 19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の年間所得限度額を150万円未満とするのは令和7年10月1日からの取扱いですが、同日以降に、同日より前に遡って被扶養者の認定を受けた場合、認定対象者の年間所得限度額はいくらになりますか？..... - 4 -
- Q6 恒常的所得とは、何ですか？..... - 4 -
- Q7 恒常的所得が所得限度額に達するとは、どのように考えればよいですか？..... - 5 -
- Q8 給与所得者について、一時的な給与所得の増加によって所得金額が所得限度額を超える場合に、被扶養者の認定を受けることはできますか？..... - 5 -
- Q9 被扶養者の認定を受けたい場合は、どうすればよいですか？..... - 5 -
- Q10 被扶養者の認定を受けていましたが、その要件を充たさなくなりました。どうすればよいですか？.. - 6 -
- Q11 認定に係る届出を行うのですが、証拠書類については、原本を提出するのですか、それとも写しを提出するのですか？..... - 6 -
- Q12 被扶養者の認定又は認定取消しに該当する事実が生じた場合、いつまでに届出を行う必要がありますか？..... - 6 -
- Q13 被扶養者の認定を受けるために共済組合に「被扶養者申告書（認定）」、「申述書（認定）」及び証拠書類を提出しても、すぐに認定されないことがあります。なぜですか？..... - 6 -
- Q14 裁判所共済組合ウェブサイトや被扶養者申告書における「有」、「有^①」、「無」とは、何のことですか？- 7 -
- Q15 被扶養者の認定がされている間、毎月、共済組合に被扶養者の所得がわかる書類を提出する必要がありますか？..... - 7 -
- Q16 共済組合は、被扶養者の所得状況を確認しないのですか？..... - 7 -
- Q17 組合員が主体的に被扶養者の収入管理を行う責任があることは分かりました。それでは、いつ、どういう場合に共済組合に届出を行えばよいのですか？..... - 7 -
- Q18 給与所得者の所得税に係る扶養控除等申告書には共済組合の被扶養者認定に係る所得限度額以上の収入を得ている配偶者等を記載できますが、被扶養者の認定はどうなりますか？..... - 8 -

～ 応 用 編 ～

- Q19 結婚しました。配偶者を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？.... - 8 -
- Q20 子どもが生まれました。子どもを被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？- 8 -
- Q21 別居している母を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？..... - 9 -
- Q22 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を

得ることとなったため、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合にも届出を行う必要
がありますか？..... - 9 -

Q23 被扶養者の認定を受けている子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過し、給与法上の扶養
親族の認定が取り消されました。共済組合の被扶養者の認定を継続してもらうことはできますか？- 9 -

Q24 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を
得ることが分かりました。どうすればよいですか？ - 9 -

Q25 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始めましたが、所得制限は超えそうに
ありません。どうすればよいですか？ - 10 -

Q26 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）の給料が増えることになりましたが、所得制限は超え
そうにありません。どうすればよいですか？ - 10 -

Q27 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしてい
ます。稼働時間が異なることに変わりはないものの、以前より稼働時間が増加したため、月間所得の所
得制限を超え、これからも同程度の所得が見込まれます。いつ認定が取り消されますか？ - 10 -

Q28 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が転職しました。どうすればよいですか？ - 11 -

Q29 被扶養者の認定を受けている子（高校生）が大学に入学しました。どうすればよいですか？ - 11 -

Q30 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始め、月によって変動はありますが、こ
3か月で平均9万円の所得を得ています。どうすればよいですか？ - 11 -

Q31 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしてお
り、直近3か月の平均所得が所得制限を超えましたが、収入の増加は一時的な収入変動によるもので
す。どうすればよいですか？ - 11 -

Q32 被扶養者の認定を受けていない者（配偶者、子等）が離職し、雇用保険の基本手当を受給しますが、
認定を受けることはできますか？ - 11 -

Q33 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が雇用保険の基本手当を受給し、所得制限を超えそ
うですが、いつ認定が取り消されますか？ - 11 -

Q34 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就職し、就職先の健康保険に加入したため、「被
扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出したいのですが、他に提出する書類はありま
すか？ - 12 -

Q35 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、気を付けることはありま
すか？ - 12 -

Q36 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、必要経費を控除すると所
得制限を超えていません。届出を行う必要はありますか？ - 12 -

Q37 被扶養者の認定を受けている父が公的年金と個人年金を受け始めました。どうすればよいですか？ ...-
12 -

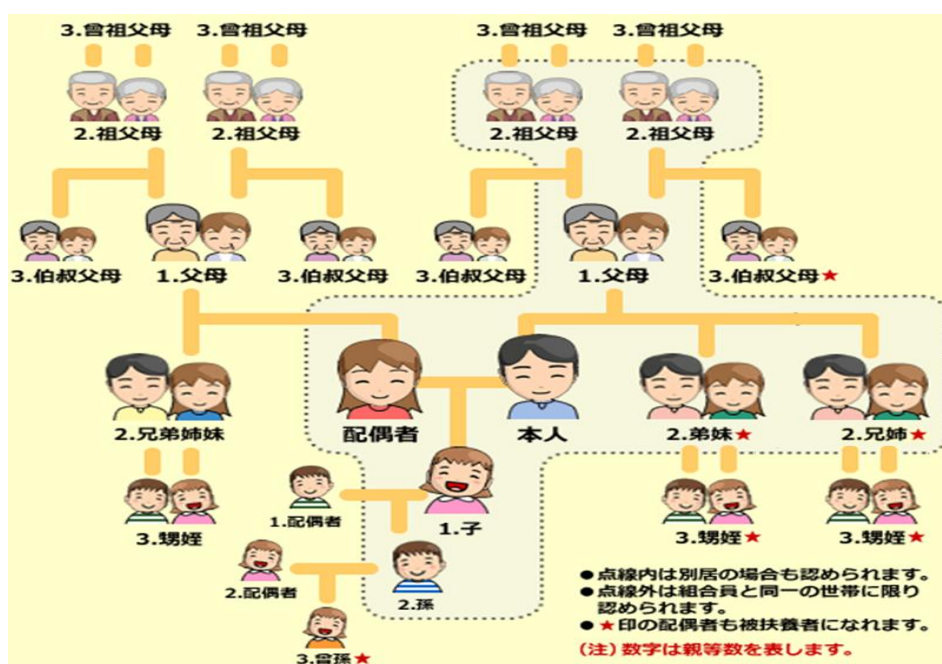
Q38 被扶養者の認定を受けている母が老齢基礎年金と老齢厚生年金（年額200万円）を受け始めました。
どうすればよいですか？ - 13 -

Q39 被扶養者の認定を受けている母が65歳に達し、年額130万円の老齢厚生年金に加えて、年額70万円
の老齢基礎年金を受けることとなりました。どうすればよいですか？ - 13 -

～ 基 本 編 ～

Q1 被扶養者とは、誰のことですか？

主として組合員の収入により生活している方で、①配偶者（内縁関係を含む。）、②子・父母、③孫・祖父母、④兄弟姉妹、⑤①～④以外の三親等内の親族、⑥組合員と内縁関係にある配偶者の父母・子、⑦組合員と内縁関係にある配偶者が死亡した後における父母・子です。⑤・⑥・⑦については、組合員と同居している方に限ります（平成28年10月1日以降、兄・姉については、組合員と同居している必要はなくなりました。）。



Q2 被扶養者の認定を受けることができない人はいますか？

次の方については、被扶養者の認定を受けることはできません。

- 共済組合の組合員、健康保険の被保険者、船員保険の被保険者
- 後期高齢者医療の被保険者
- 組合員以外の方の給与法上の扶養親族とされている方（給与法上の扶養親族とは、国又は地方公共団体その他から支給される扶養手当又はこれに相当する手当の対象となる方をいいます。）
- 組合員が他の方と共同扶養する場合で、組合員が主たる扶養者ではない方
- 所得限度額(★)以上の恒常的所得のある方

★ 所得限度額は以下のとおりです。年額は被扶養者として認定を受けようとする日から先の12か月の見込み額で考えます。月額所得で考える場合は所得限度額の12分の1の額を基準とします。

・原則：年額130万円（月額108,333円）

・19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）である場合：年額150万円（月額125,000円）
R7.10.1から変更。以下同じ。

・障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合：年額180万円（月額150,000円。R5.2.1から変更。以下同じ。）

※ 短時間労働者に係る社会保険の適用範囲が拡大され、所得限度額に達していない場合であっても、勤務先の健康保険に加入し、その被保険者となることがありますので、年額の所得だけで判断しないよう注意してください。

Q3 19歳以上23歳未満の年齢要件はいつの時点で判断しますか？

その年の12月31日現在の年齢で判断判定します。

例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間所得限度額は150万円未満となります。

なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日に加算されることから、誕生日が1月1日の場合は12月31日時点で年齢が加算されるので注意してください。

（参考）

- N-1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間所得限度額は130万円未満
- N年～N+3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間所得限度額は150万円未満
- N+4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間所得限度額は130万円未満



Q4 19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の年間所得限度額の判定について、学生であることは要件になりますか？

学生であることは要件ではありません。あくまで年齢によって判断します。

Q5 19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の年間所得限度額を150万円未満とするのは令和7年10月1日からの取扱いですが、同日以降に、同日より前に遡って被扶養者の認定を受けたい場合、認定対象者の年間所得限度額はいくらになりますか？

令和7年10月1日より前に遡って認定するを受ける場合、19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の年間所得限度額は130万円未満で判断します。

Q6 恒常的所得とは、何ですか？

給与所得（パート、アルバイトを含む。）、資産所得（家賃収入、株の配当金、投資信託の分配金、預金利息、ビットコイン等の仮想通貨を使用することにより生じる利益等）、事業所得（農業所得、自営業所得等）、年金（公的年金、企業年金、個人年金等）、失業給付（雇用保険とこれに相当するもの）等で、現在

から将来にわたって継続して得られるものであり、所得税法上の所得の考え方とは大きく異なります。過去の恒常的所得や一時的な所得は含まれません。

Q7 恒常的所得が所得限度額に達するとは、どのように考えればよいですか？

ここでの「所得」とは、所得税法上の所得（前年1月1日から12月31日までの源泉徴収前の給与・賞与などの収入総額）ではなく、現在から先の12か月間にわたる収入総額を意味しますので、注意してください。具体的には、次のようなときに所得が制限を超えることとなります（所得限度額についてはQ2参照）。

- 事業所得者；年間所得の合計額が将来にわたって所得限度額以上となることが見込まれるとき
※ 事業所得者であっても、家賃収入等の定期収入がある場合は、給与所得者と同様に取り扱います。
- 年金受給者；年金の給付事由が発生し、年間所得の合計額が将来にわたって所得限度額以上となることが見込まれるとき
- 給与所得者；月額所得の合計額が所得限度額の12分の1に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき（ただし、月額所得が変動する場合等は、2、3か月間の平均所得が所得限度額の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき）
※ 所得は、通勤手当等を含んだものであり、所得控除を行う前のものです。
※ 賞与等がある場合は、その支給額を支給対象月数で案分した額を月間所得に合算します。

Q8 給与所得者について、一時的な給与所得の増加によって所得金額が所得限度額を超える場合に、被扶養者の認定を受けることはできますか？

特定の事業主と雇用関係にある給与所得者について、月額所得の合計額が所得限度額の12分の1に達した場合であっても、その収入増加が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであり、被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合には、原則として、組合員の被扶養者として認定を受けることができます。

3か月の平均月間所得が所得限度額の12分の1に達した場合には、①組合員の申述書（収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの）、②事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出してください（一時的な収入増が3か月を超える見込みとなる場合には、予め共済組合に連絡した上で一時的に収入増となった期間後に、①申述書と②事業主の証明書を提出してください。）。

ただし、①被扶養者と組合員が同一世帯に属している場合において被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合や、被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合において被扶養者の年間収入が組合員からの援助額を上回る場合など、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められないときや、②基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、引き続き収入が増えることが確実であって一時的な収入増加と認められないときには、被扶養者として認定を受けることができません。（所得限度額についてはQ2参照）

Q9 被扶養者の認定を受けたい場合は、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書（認定）」及び「申述書（認定）」を提出してください。その他の添付書類については、

必要に応じて提出してください。

被扶養者の要件を備える者が生じた場合（婚姻、出生、離職等）、その事実が生じた日から30日以内（初日不算入）に届出を行えば、その事実が生じた日から被扶養者の資格が得られます。30日を経過した後に届出をした場合は、共済組合が組合員から届出を受けた日から被扶養者として認定されることになりますので、注意してください。

Q10 被扶養者の認定を受けていましたが、その要件を充たさなくなりました。どうすればよいですか？

速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

認定取消の日（被扶養者の資格を喪失する日）は、その事実の発生した日まで遡ることとなります。認定取消の日以降に被扶養者が病院等を受診してマイナ保険証や資格確認書等を提示した場合、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。認定取消の遡及期間が長期となった場合は、戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は速やかに届出を行ってください。

Q11 認定に係る届出を行うのですが、証拠書類については、原本を提出するのですか、それとも写しを提出するのですか？

原本でも、コピー機による写しでも構いません。ただし、個別の事案等に応じて、原本の提出を求められることもあります。

Q12 被扶養者の認定又は認定取消しに該当する事実が生じた場合、いつまでに届出を行う必要がありますか？

被扶養者の認定については、その事実（婚姻、出生、離職等）が生じた日から30日以内（初日不算入）に届出を行ってください。届出が事実発生日から30日を超えることのないよう厳に注意してください。届出に必要な証拠書類の準備に時間が掛かる場合は、「被扶養者申告書（認定）」と「申述書（認定）」だけでも先に提出してください。

被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、原則として、その事実（婚姻、出生、離職等）が生じた日から被扶養者の資格が得られますが、その事実が生じた日から30日以内（初日不算入）に届出を行わない場合は、共済組合が組合員から届出を受けた日から被扶養者として認定されることになります。

被扶養者の認定取消しについては、その事実（就職、収入増加、別居等）が生じたら直ちに届出を行ってください。認定取消しに係る届出を怠り、認定取消の日以降に被扶養者が病院等を受診してマイナ保険証や資格確認書等を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は速やかに届出を行ってください。

Q13 被扶養者の認定を受けるために共済組合に「被扶養者申告書（認定）」、「申述書（認定）」及び証拠

書類を提出しても、すぐに認定されないことがあります。なぜですか？

共済組合は、給与法上の取扱い（扶養手当の支給の有無等）を踏まえて被扶養者の認定の可否を判断するため、認定に際して給与係による扶養親族の認定に係る証明（「有」、「有」又は「無」の証明）が必要となります。その認定に係る判断を待つ必要がありますので、一定の時間を要することは御了承ください。

オンライン資格確認のための資格情報の登録や資格確認書の交付を急ぐ事情がある場合は、共済組合に相談してください。

Q14 裁判所共済組合ウェブサイトや被扶養者申告書における「有」、「有」、「無」とは、何のことですか？

「有」の者は、給与法上の扶養親族とされている者（扶養手当の支給対象となっている者）です。「被扶養者申告書（認定）」の扶養親族の認定の有無欄が「有」となります。

「有」の者は、給与法上の扶養親族とされていないが、所得税法上の扶養親族（源泉控除対象配偶者、特定親族又は扶養親族）とされている者です。「被扶養者申告書（認定）」の扶養親族の認定の有無欄が「有」となります。「有」の者でも、配偶者又は19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く）の場合とそれ以外の場合とで、「認定に必要となる証拠書類」の要否等、一部取扱いが異なります。

「無」の者は、「有」にも「有」にも該当しない者です。「被扶養者申告書（認定）」の扶養親族の認定の有無欄が「無」となります。

Q15 被扶養者の認定がされている間、毎月、共済組合に被扶養者の所得がわかる書類を提出する必要がありますか？

被扶養者の認定がされている間、毎月、共済組合に被扶養者の給与明細書等の証拠書類を提出する必要はありません。しかし、被扶養者の収入管理は、あくまで組合員自身が主体的に行うものですので、組合員自身は、引き続き被扶養者の給与明細書等を毎月確認してください。

Q16 共済組合は、被扶養者の所得状況を確認しないのですか？

被扶養者の収入管理は、国家公務員共済組合法その他の規定を踏まえると、あくまで組合員自身が主体的に行うものです。

組合員が被扶養者の収入管理を怠った結果、認定取消しに係る届出が遅れ、遡って被扶養者の認定が取り消された場合、これにより生じる結果は組合員自身が負うことになります。すなわち、被扶養者が認定取消しの日以降に病院等を受診してマイナ保険証や資格確認書等を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加える国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できず、結果として医療費の10割を負担せざるを得ないこともあります。こうした事態を避けるため、日頃から組合員自身が被扶養者の所得状況を適切に管理し、所得超過となった場合等は速やかに届出を行ってください。また、所得が超過するかどうか判断がつかない場合などは、必ず共済組合に相談してください。

Q17 組合員が主体的に被扶養者の収入管理を行う責任があることは分かりました。それでは、いつ、どうい

う場合に共済組合に届出を行えばよいのですか？

認定の可否（要件充足の有無）には影響を及ぼさない事実の変動であれば、「有」の者及び「㊤」の者（「㊤」の者のうち、19歳以上23歳未満の者及び配偶者を除きます。）については、届出をする必要はありません。例えば、被扶養者の認定を受けている高校生だった子が大学に進学した場合（Q29参照）、被扶養者の認定を受けているパートの配偶者が昇給して収入が増えたけれども、月10万円には届かない場合（Q27参照）などです。

なお、3か月の平均月間所得が所得限度額（Q2参照）の12分の1に達したものの、それが人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるときは、①組合員の申述書（収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの）、②被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出する必要がありますので、注意してください（Q8参照）。

他方、一時的な収入変動には当たらない場合（基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など）であって、被扶養者の年間所得が恒常的に所得限度額（Q2参照）に達したときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

組合員が認定取消しに係る届出を怠ったとき又は届出を遅滞したときは遡及して認定取消しとなり、認定取消しの日以降に被扶養者が病院等を受診してマイナ保険証や資格確認書等を提示した場合は、共済組合が負担した医療費を戻入しなければなりません。戻入額が高額となる可能性がありますし、新たに加入する国民健康保険等の保険者に対し、時効期間が経過した医療費を請求できないことがありますので、注意してください。

なお、共済組合に届出を行う時期等につき疑問がある場合は、共済組合に相談してください。

Q18 給与所得者の所得税に係る扶養控除等申告書には共済組合の被扶養者認定に係る所得限度額以上の収入を得ている配偶者等を記載できますが、被扶養者の認定はどうなりますか？

共済組合の被扶養者の認定は、所得税の扶養控除とは異なる手続きですので、「㊤」であっても、被扶養者として認定できない場合（Q2参照）があります。

また、「㊤」の者のうち、配偶者及び19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）については、身分関係を証明する証拠書類を除いて、「無」の者と同様に証拠書類の提出が必要となります。

～ 応 用 編 ～

Q19 結婚しました。配偶者を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書（認定）」及び「申述書（認定）」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

なお、給与法上の扶養親族とされた者（「有」の者）は、証拠書類が不要となります（以下同じ）。

Q20 子どもが生まれました。子どもを被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいです

か？

「被扶養者申告書（認定）」及び「申述書（認定）」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

Q21 別居している母を被扶養者として認定してもらいたいのですが、どうすればよいですか？

「被扶養者申告書（認定）」及び「申述書（認定）」を提出してください。証拠書類については、必要に応じて提出してください。

なお、組合員と別居している父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹については、原則として、組合員がその者の生計を維持するために送金等をしており、送金等の額がその者の所得以下であっても、その者の全収入（その者の所得及び組合員その他の者の送金等による収入の合計）の3分の1以上の額である場合（組合員の兄弟姉妹等の他の扶養義務者がいるときは、組合員の兄弟姉妹等の他の扶養義務者の送金等の額を上回っている必要があります。）に、認定することとなります。

また、組合員と別居している子を被扶養者とする場合には、必要に応じて組合員の収入により生計を維持していることを確認できる証拠書類を提出いただく場合があります。

Q22 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を得ることとなったため、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合にも届出を行う必要がありますか？

速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

給与係への届出を行ったとしても、給与係への届出と共済組合への申告は異なる手続ですので、必ず共済組合に対しても申告を行ってください。

Q23 被扶養者の認定を受けている子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過し、給与法上の扶養親族の認定が取り消されました。共済組合の被扶養者の認定を継続してもらうことはできますか？

給与法上の扶養親族の認定が取り消された場合は、原則として、被扶養者の認定が取り消されますが、これは、給与法上の扶養親族の認定が取り消された者は被扶養者の認定の要件も欠くことが多いためです。給与法上の扶養親族の認定手続と共済組合の被扶養者の認定要件及び手続は別のものですので、給与法上の扶養親族の認定が取り消された場合であっても、引き続いて被扶養者の認定の要件を充たすことが確認できれば、認定を継続することとなります（被扶養者の認定の要件については、Q1及びQ2を参照してください。）。

子が満22歳に達してから最初の3月31日を経過して給与法上の扶養親族の認定が取り消されたという場合のほか、例えば、障害年金受給相当の障害を有する者（年齢不問）又は60歳以上の者が、年額130万円以上180万円未満の恒常的所得を有する場合についても、同様に考えることができます。

Q24 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が就労し、所得制限を超えて今後も同程度の所得を得ることが分かりました。どうすればよいですか？

速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

認定取消しの日は、原則として、認定取消しに該当する事実が生じた日となり、給与法上の取扱いを

踏まえると、例えば、被扶養者が雇用主と雇用契約を締結した日や稼働を開始した初日とすることが考えられます。

Q25 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始めましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？

単にアルバイトを始めただけの場合は、届出をする必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。また、例年9月に行う被扶養者の要件確認の際には、そのときの就業形態や所得見込額を「被扶養者申告書（要件確認）」及び「申述書（要件確認）」に正確に記入してください。

Q26 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）の給料が増えることになりましたが、所得制限は超えそうにありません。どうすればよいですか？

単に所得限度額の範囲内で所得が増加しただけの場合は、届出をする必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

Q27 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしています。稼働時間が異なることに変わりはないものの、以前より稼働時間が増加したため、月間所得の所得制限を超え、これからも同程度の所得が見込まれます。いつ認定が取り消されますか？

2、3か月の平均所得が所得限度額（Q2参照）の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得が見込まれるときは、給与法上の取扱いを踏まえると、例えば、その2か月目又は3か月目の勤務実績が確定する月の締め日の翌日とすることが考えられます。

被扶養者が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトに就いている場合は、被扶養者の収入管理を特に慎重に行い、認定取消しに該当する事実が生じた際に届出が遅れないよう注意してください。

ただし、特定の事業主と雇用関係にある給与所得者について、直近3か月の月額所得の合計額が所得限度額（Q2参照）の12分の1に達した場合であっても、その収入増加が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであり、被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合には、原則として、組合員の被扶養者として認定を受けることができます（Q8参照）。

被扶養者が複数の事業所で勤務している場合には、一時的に年間収入が所得限度額を超えることとなった主たる要因である勤務先（事業主）から事業主の証明書を取得してください（複数の事業主においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業者から事業主の証明書を取得してください。）。

Q28 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が転職しました。どうすればよいですか？

単に転職しただけの場合は、届出をする必要はありません。

ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

Q29 被扶養者の認定を受けている子（高校生）が大学に入学しました。どうすればよいですか？

単に大学に入学しただけの場合は、届出をする必要はありません。

ただし、その後、被扶養者がアルバイトを始めた場合等は、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う必要がありますし、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」、「申述書（取消）」を提出してください。

Q30 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）がアルバイトを始め、月によって変動はありますが、ここ3か月で平均9万円の所得を得ています。どうすればよいですか？

この時点では、届出をする必要はありません。

ただし、2、3か月の平均所得が所得限度額（Q2参照）の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

Q31 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が毎月稼働時間の異なる時給制のアルバイトをしており、直近3か月の平均所得が所得制限を超えましたが、収入の増加は一時的な収入変動によるものです。どうすればよいですか？

①組合員の申述書（収入の増加が人手不足による労働時間延長に伴う一時的なものである旨が記載されているもの）、②被扶養者の事業主から取得した「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出した場合は、原則として、被扶養者の認定を継続することができます。

Q32 被扶養者の認定を受けていない者（配偶者、子等）が離職し、雇用保険の基本手当を受給しますが、認定を受けることはできますか？

「雇用保険受給資格者証」に記載されている基本手当日額に30を乗じて得た額を月間所得とみなし、これが所得限度額（Q2参照）の12分の1未満である場合は、被扶養者の認定を受けることができます。

なお、認定に係る届出については、原則として、離職した日の翌日が事実の生じた日であり、同日をもって認定することとなりますので、その日から30日を経過しないよう注意してください（Q9参照）。

Q33 被扶養者の認定を受けている者（配偶者、子等）が雇用保険の基本手当を受給し、所得制限を超えそうですが、いつ認定が取り消されますか？

「雇用保険受給資格者証」に記載されている基本手当日額に30を乗じて得た額が所得限度額（Q

2参照)の12分の1に達する場合は、被扶養者の認定が取り消されることとなります。

認定の取消日は、基本手当の受給開始日です。公共職業安定所(ハローワーク)における求職の申込みから7日間の待期期間が満了した日の翌日が基本手当の受給開始日となることが多く、実際に基本手当の入金があるのは、受給開始日より後になるため、入金を待って認定取消しに係る届出を行った場合は、認定取消しの遡及期間が長くなりますので、求職の申込み後、受給説明会等で「雇用保険受給資格者証」が交付された時点で速やかに共済組合に申し出るようにしてください。

Q34 被扶養者の認定を受けている者(配偶者、子等)が就職し、就職先の健康保険に加入したため、「被扶養者申告書(取消)」及び「申述書(取消)」を提出したいのですが、他に提出する書類はありますか？

令和7年10月1日から認定の取消しに係る証拠書類の提出は原則不要となりました。ただし、必要に応じて共済組合から証拠書類の提出を求める場合があります。

Q35 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、気を付けることはありますか？

家賃収入等の定期収入を得ている者については、給与所得者と同様に取り扱うこととなります。したがって、月間所得の合計額が所得限度額(Q2参照)の12分の1に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書(取消)」及び「申述書(取消)」を提出してください。

なお、認定取消しの日、賃貸借契約を締結した日や入居者から初めて家賃が支払われた日とすることが考えられます。

Q36 被扶養者の認定を受けている配偶者が家賃収入を得ることになりましたが、必要経費を控除すると所得制限を超えていません。届出を行う必要はありますか？

共済組合における必要経費の取扱い、所得税法上の必要経費の取扱いとは大きく異なります。修繕費、管理費等の事業を行う上で必要不可欠な経費で、かつ実費分に限られますし、事実が生じた日の時点で将来にわたって月単位等で同程度に生じることが見込まれるものが対象となります。したがって、減価償却費、租税公課、固定資産税等は必要経費として控除することは認められませんし、偶発的に生じた修繕費等も同様となります。

こうした必要経費の取扱いを踏まえても、所得制限を超えていない場合は、認定取消しに該当する事実が生じていませんので、届出を行う必要はありません。必要経費として認められるかどうかなどが不明である場合等は、共済組合に相談してください。

Q37 被扶養者の認定を受けている父が公的年金と個人年金を受け始めました。どうすればよいですか？

所得限度額(障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合は、180万円)に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書(取消)」及び「申述書(取消)」を提出してください。個人年金も公的年金と同様に所得に含まれます。

所得限度額に達しない場合は、届出をする必要はありません。ただし、組合員が被扶養者の収入管理を適切に行う中で、所得制限を超える見込みが立った場合は、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

Q38 被扶養者の認定を受けている母が老齢基礎年金と老齢厚生年金（年額200万円）を受け始めました。どうすればよいですか？

所得限度額（180万円）に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

なお、認定取消しの日については、給与法上の取扱いを踏まえると、年金の受給の開始後に送付される年金決定通知書等の受領日に限らず、（年金の請求後）受給が開始した月の初日やそれ以前に年金事務所等で具体的な年金額を知った日となることがありますので、年金の受給が見込まれるときは、早めに共済組合に相談してください。

Q39 被扶養者の認定を受けている母が65歳に達し、年額130万円の老齢厚生年金に加えて、年額70万円の老齢基礎年金を受けることとなりました。どうすればよいですか？

所得限度額（180万円）に達することが見込まれたときは、認定取消しに該当する事実が生じたこととなりますので、速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書（取消）」を提出してください。

なお、認定取消しの日については、給与法上の取扱いを踏まえると、年金の受給の開始後に送付される年金決定通知書等の受領日に限らず、（年金の請求後）受給が開始した月の初日やそれ以前に年金事務所等で具体的な額を知った日となることがあります。